平成２２年（フ）第５９０号
東京都東村山市本町４―16―16―1002、住民票上の住所東京都町田市相原町4664番地
債務者　西山　明美
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１２号
東京都町田市本町田2441番地公社住宅ハ６―410
債務者　谷　　舞（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５０号
静岡県静岡市清水区八木間町389番地の１　ルピナスＢ―102号
債務者　平岡　貴志
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６６０号
名古屋市東区白壁３丁目３番９号　大成レジデンス白壁８Ｄ号、開始決定時の住所名古屋市中区栄５丁目12番24号　ライオンズマンション久屋通701号
破産者　ラウンジ華乃樹こと　山本　愛子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９８９号
愛知県あま市中萱津親牧23番地の１　アベニュー萱津303号、開始決定時の住所表示愛知県海部郡甚目寺町大字中萱津字親牧23番地の１　アベニュー萱津303号
破産者　宮崎　　渡
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３６号
岐阜県海津市南濃町松山1699番地　ホーメスト松永105号室
破産者　福田　定江
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５７７号
名古屋市港区入場２丁目1320番地
破産者　今田伸一郎
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
愛知県小牧市中央３丁目196番地　セントラルマンションⅢ３―Ｃ号
破産者　伊藤美智代
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５８号
福岡市城南区南片江２丁目12番22―105号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫郡那珂川町大字山田152番地30
破産者　鮫島　秀美
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５７号
福岡県久留米市大石町410番地１―706号
破産者　今井　　茂
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５号
釧路市千歳町１番27号
破産者　若園　裕子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
北海道帯広市西16条南５丁目15番16号　エスレイヤ西16条２階207、住民票上の住所釧路市千歳町１番27号
破産者　若園　　武
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８７８号
仙台市太白区四郎丸字戸ノ内93番地の１　レオパレス四郎丸102
破産者　齋藤　好則
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０１号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目24番地の14
破産者　菅原　　健
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５７号
仙台市青葉区落合３丁目６番５号
破産者　加我　雅子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
仙台市宮城野区東仙台４丁目６番８号　コーポ小野寺203
破産者　高須　　一
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係